

○副議長(江口 健君) 次は、42番山本誠一議員。
〔山本誠一君登壇〕

○42番(山本誠一君) 日本共産党の山本誠一です。
質問通告に基づいて、市町村合併、被爆地域拡大是正、産業廃棄物処理施設問題について質問いたしますので、市長並びに関係理事者の誠意ある答弁を求めるものであります。

最初に、市町村合併問題について。

小泉内閣の「構造改革」によって、地方交付税の削減、市町村合併の押しつけが本格的に進められています。これは財界主導の経済戦略会議がまとめた「日本経済再生への戦略」で、全国約3,200の市町村を少なくとも1,000以下に減らすことを政府に求めたのに対し、政府は昨年12月に閣議決定した行政改革大綱で、2005年3月までに市町村を1,000程度に減らすことを正式方針といたしました。

政府・財界の市町村合併促進のねらいは、自治体を大型化することによって大型開発を一層効率的に進める体制をつくること、住民サービスを合併を機会に切り下げることにあります。

今日まで政府が進めてきた公共事業に50兆円、社会保障に20兆円という逆立ち政治は、自治体に公共事業のうち30兆円を担わされてきたわけであり、今、地方自治体に最も求められていることは、住民の福祉の増進という本来の自治体の役割に立ち返ることであり、政府に対しては、自治権と地方財源の確立をきっぱりと求めていくことであります。

そこで注目されるべきことは、全国町村会の動きであります。去る7月5日に急遽開催された町村自治確立全国大会では、地方交付税の削減に反対をする特別決議を採択し、マスコミでも大きく報道をされたところであります。また、この臨時大会では、市町村合併を絶対に強制しないことを求める特別決議が採択されました。その決議文では、地方交付税の段階補正を見直して、合併に導こうとする方向を厳しく批判しています。

こうした中、福岡県遠賀郡の4町合併問題で住民の意向調査を実施した芦屋町の調査結果では、住民多数が合併反対の意思が示され、その結果を踏まえて、芦屋町長は合併反対を表明しています。

また、7月29日投票の埼玉・上尾市で行われたさいたま市との合併の是非を問う住民投票で反対

が多数となり、市長はこれを受け、さいたま市に合併しない方針を伝えました。

日本共産党は、自治体の逆立ち政治を一層ひどくする市町村合併の押しつけに反対し、合併問題は、あくまでも住民の意思を尊重して決めるべきだと主張しています。

そこで、市長に質問いたします。

1点目は、今回の市町村合併は、国・県の主導により合併が推進されており、住民と市町村の自主的な判断によるものとはなっており、住民自治の基本原則と地方分権の趣旨に反しているのではないのでしょうか。

2点目に、今でも住民参加が進んでいないのに、合併により人口規模が拡大すれば、さらに住民参加が困難になることは明白ではないのでしょうか。

3点目は、今回の合併では、少子・高齢化社会への対応を図ると言われていますが、合併によって少子・高齢者対策できめ細かい施策ができるのでしょうか。また、深刻な不況下にあつて、地域経済が落ち込んでいる中で、合併推進よりも、まず景気対策の充実が優先されるべきだと考えますが、合併が本市の中小企業振興や農林水産業など地域産業の再生につながるのかという問題についてご見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、被爆地域の拡大是正について。

長崎の被爆地域問題の検証を進めてきた厚生労働省の検討会は、去る8月1日に最終報告を取りまとめました。その最終報告では、原爆投下時に未指定地域にいた住民について「原爆投下に起因する不安がトラウマ症状(心の傷)となり、今日なお、精神上的健康に悪影響を与えている可能性が高く、また、身体的健康度の悪化につながっている可能性が高い」と指摘しています。しかし、その原因については「原爆投下時に発生した放射線による直接的な影響ではなく、もっぱら被爆体験に起因する不安による可能性が高いものと判断される」と結論づけています。

放射線被曝の影響を否定する理由として挙げられたのは、原爆由来の直接の放射線による被曝線量は、爆心地からの距離とともに急速に減少し、3.5キロメートル以遠では自然放射線による年間被曝線量以下となる。当該地域における調査対象者の被曝距離は6キロメートル以遠であり、実質上、直接の放射線による被曝線量はゼロと見なし

うる」としています。

また、誘導放射線、すなわち原爆からの直接放射線が土壌や建造物に当たって誘導される放射性物質からの放射線による被曝線量も実質上ゼロと考えられると放射線被害の影響を否定しています。

放射線被害を否定する理論的根拠とされているのは、原子爆弾による放射線の線量評価システム、すなわちDS86に基づくものでありますが、この問題では、長崎原爆松谷訴訟の最高裁判決は、「DS86を機械的に運用する限りでは、遠距離被爆者の脱毛症状などについては説明がつかない」と退けられたものであります。

厚生労働省が今日まで被爆地域拡大の要求を拒否する理由として挙げてきた、1980年の原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会の答申、いわゆる「地域拡大は科学的・合理的根拠に基づく場合に限る」を基本に、検討会の論議の出发点に据えられたことが、こうした問題を生み出した最大の要因となっているのではないのでしょうか。

検討会最後の会議では、検討会のメンバーとして参加されている長崎大学医学部の中根先生や放射線影響研究所の前理事長の長瀬先生からも「本検討会では放射線被曝線量について調査研究はしていないので、この問題を記述する必要があるのか」との疑問が投げかけられました。この問題について、研究班の吉川主任からは、「被爆体験者に対する大規模な心的外傷に関する科学的な調査は初めてのことであり、被爆体験に起因する不安であることを強調するためにも、放射線被曝との関係は明確にしておく必要がある」と発言されました。

今後は、この報告書をもとに厚生労働省で検討され、どのような結論が出されるのかが問題であります。

未指定地域の住民は高齢化し、かつての対象地区住民約6万7,000人も、今ではわずかに在住者は8,700人にまで減少しています。生きているうちに被爆者として認めてほしいとの声は切実なものがあります。

そこで、市長に質問いたします。

市長は、検討会の最終報告をどのように分析し、認識しておられるのか、また、その上立って、今後の取り組みについてご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、産業廃棄物処理施設への立入検査と労働安全衛生管理について質問をいたします。

近年、大きな社会問題となっているごみ問題、とりわけ産業廃棄物問題については、深刻なダイオキシンによる環境汚染をもたらす、廃棄物処理施設に従事する労働者の健康破壊も危惧されておるところであります。環境汚染の原因となるものについては製造させない、排出させないという抜本的な解決策が国に強く求められているところであります。また、国の施策を待つまでもなく、現行法に基づく地方自治体の環境行政についても一層の取り組みが求められているところであります。

そこで、市長に質問いたします。

本市における産業廃棄物処理施設への立入検査とその結果に基づく改善指導、さらには従業員の労働安全衛生管理の問題等については、どのような指導がなされているのか、お尋ねいたします。

以上で本壇よりの質問を終わります。

=（降壇）=

○副議長（江口 健君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

○市長（伊藤一長君） 山本誠一議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市町村合併に関するご質問でございますが、まず、1点目の国・県主導による市町村合併の進め方は、住民自治や地方分権の趣旨に反するのではないかとということですが、市町村合併に関する特例措置等を定めた市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法では、法律の趣旨として「自主的な市町村の合併を推進し」と規定されており、合併の手続きにおいても関係するすべての自治体の議会の議決を得て、県知事に対し合併の申請を行うこととなっております。

また、先進地における合併協議会では、ほとんどの地域で協議内容は情報公開されておりまして、合併協議は原則公開で行われるのが主流となっております。

このように、市町村合併は、地域の住民に直接影響がある重大な出来事であることから、その意思決定に至るまでの手続きにおいては、住民の意思を十分反映するような配慮が必要であり、他都市における実際の協議においても、そのような取り組みがなされているところであります。

次に、地方分権との関係についてでございます

が、法律により設置されておりました地方分権推進委員会からは、昨年の11月末に市町村合併の推進についての意見として提言が出されており、この中で地方分権の推進を図る見地から、市町村合併を通して基礎的自治体の自立性と行財政基盤の充実強化がうたわれております。

地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権時代を迎えた今日において、基礎的な自治体であり、住民に最も近い存在であります市町村が、住民の期待に応えられる総合的な行政サービスの提供者になるためには、市町村合併を通じて自治体規模を拡大し、行財政基盤を強固なものにすることが、特に小規模な町村にとっては地方分権を具体化できる自治能力を身につける有効な方法であると思われま。

分権時代においては、住民の期待に応えられるサービス供給体制の確保のあり様によって、自治体間の格差が生じることも予測され、その意味でも、市町村合併は重要な選択肢と言えるのではないかと考えられるところであります。

いずれにいたしましても、地方分権とは、自立した市町村があってこそ進められるものでありますから、合併の問題は、地方分権の推進の観点からも、住民と行政が十分議論すべき課題であると思われま。

次に、第2点目の自治体の規模と住民参加との関係であります。小規模な町村の住民から見ますと、この問題は大変重要な問題であると思われま。一般的には、住民と行政との距離が広がるのではないかと懸念が示されているのも事実であります。このような懸念に対しまして、合併特例法では、合併した市町村の附属機関の一つとして、地域審議会を置き、旧自治体の住民にかかわる重要な政策決定については、この地域審議会へ事前に協議するような仕組みを構築することができるようになっております。そのほかにも、旧役場の庁舎を総合的な支所として活用することで、旧自治体の住民の声を反映できる仕組みをとっている事例は、全国でかなりの割合で見受けられるようであります。

このように、法定の附属機関だけではなく、旧自治体の庁舎を支所等に活用することにより、従来からの職員も、ほぼ勤務場所を同じくするなどの運用面で住民との距離感が生じないような工夫

が求められておりますので、このことを含め、関係自治体における事前の協議が十分に行われることが必要であると考えております。

次に、第3点目の少子・高齢化や、あるいは地域産業の振興に合併は有効なものとなるのかということについてお答えをいたしたいと思います。

まず、少子・高齢化に関する施策の充実に関してもありますが、ご承知のとおり、高齢者の問題では、介護保険制度の導入に伴って、西彼杵郡の一部の自治体では広域連合を設置し、介護保険の運営を共同で行っております。そもそも高齢者の介護の問題や少子化対策の各種施策を実施するに当たっては、専門的な職員の確保や制度運営に必要な財源の確保などの点で、単独の市町村では厳しい状況にあることから、これらを広域行政の中で取り組んでいる事例が多くあります。

保育所あるいは老人ホームなどの福祉施設は、本市及び周辺の町において整備されてきておりますが、広域的な視点で見渡せば必ずしも効率よく配置されているとは言えない場合もあろうかと思われま。また、自治体独自で福祉施策を充実させてきたところにあつては、今後、予測される自主財源の減少などで高い住民サービス水準を維持していけなくなるのではないかと指摘も聞かれるところであります。

現在の行政サービスの水準を維持していくには、自主財源の確保策を考えるとともに、やはり行財政の効率的な運営ができる体制の整備が必要ではないかと考えるところであります。

このような視点に立つときに、合併による行財政の効率化は避けては通れない問題であらうかと思われま。

さらに、バブル崩壊後の景気低迷に伴い、地域経済も落ち込んでおりますが、山本議員ご質問のように、地域経済の再生に合併が有効であるのかという点につきましては、今回の合併を推進するための特別な措置として、合併後のまちづくりを進めるための重点的な建設事業や旧市町村単位での地域づくりに貢献できるソフト事業に対しまして、事業費の7割相当を交付税措置でみる合併特例債の発行など、合併に際しましては、重点的な投資によるまちづくりを進めることが可能な制度となっております。

このように、合併する市町村には、国や県が重

点的に財政支援を行うこととなっているために、地域経済への波及効果も見込まれるのではなからうかと思われま

す。また、市町村合併支援プランといたしまして、先月末に政府から発表されておりますように、各省庁におきましても合併する市町村に対しては、道路整備あるいは廃棄物処理施設の優先的整備、また、地方バス補助事業の特例的扱いなど、関係省庁の連携による新たな支援を行うこととなっております。

当然ではございますが、このような財政支援を受けするためには、合併協議会を設置し、その中で協議の上、定める市町村建設計画、いわゆる合併後のまちづくり計画を作成し、国の承認を受ける必要があるわけでございます。

このような合併協議やまちづくり計画の作成の状況を住民へ広く公開をし、関係市町村の住民の皆様方の意向を反映させた合併後のまちづくりのビジョンを示すことにより議論を深めることが大切なことであると考えております。

いずれにいたしましても、これらの特例措置を受けするためには、合併特例法の適用期限であります平成17年3月末までに合併手続きを完了することが要件となっておりますので、今後とも関係する自治体との協議を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、被爆地域の拡大是正についてお答えをいたしたいと思います。

厚生労働省におきましては、本年の8月1日に第5回の原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会が開催をされ、検討会としての最終報告書が厚生労働省の健康局長に提出をされました。この最終報告書でございますが、先ほど山本議員もご指摘のように、「原爆体験がトラウマとなり今も不安が続き、精神上的健康に悪影響を与えている可能性が示唆され、また、身体的健康度の低下につながっている可能性が示唆されました。このような健康水準の低下は、原爆投下時に発生した放射線による直接的な影響ではなく、もっぱら被爆体験に起因する不安による可能性が高いものと判断された」との結論が報告されております。

この検討会は、本市が取りまとめた証言調査報告書を国が科学的な観点から精査・研究することを目的として設置をされ、昭和55年の原爆被

爆者対策基本問題懇話会、いわゆる基本懇答申にいう「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである」との考え方を念頭に置いて検討されてきております。

また、検討会の研究班が本年の3月に実施いたしました長崎での現地調査の結果については、検討会の森座長より「科学的である」ことが確認されております。

さらに、検討会の最終報告書に記載されている「放射線による直接的な影響ではない」という部分については、検討会において具体的な議論はされておらず、先行研究の結果のみが記載されております。研究会の主任研究者で検討会の委員でもあります吉川委員から、第5回検討会において、放射線被曝の線量が全くといっていいほど影響がないと考えられるにもかかわらず、原爆投下に基づく不安というものがもたせて、さまざまな症状が出てきていることを浮かび上がらせたかつたし、原爆投下ということによる不安の大きさをより強調するため記載したことが強調されております。

したがって、本市といたしましては、被爆体験に起因する精神的・身体的健康状態の悪化が認められましたことは、放射線の直接的な影響ではないが、広い意味での放射線の影響はあったものとしてとらえており、この点を国に強く訴え、決断を求めてまいりたいと考えております。

本年8月9日の平和祈念式典終了後に小泉内閣総理大臣、さらには坂口厚生労働大臣より、「何らかの措置が必要であり、年末までにはご報告したい」との発言もあり、現在、厚生労働省で具体的に検討が進められているというふうにお聞きをいたしております。

いずれにいたしましても、被爆地域拡大是正に向けまして、大変重要な時期を迎えているというふうに認識をいたしております。

本市といたしましては、国の動向を見守りながら、引き続き厚生労働省を初め地元選出の国会議員により一層のご協力をお願いするとともに、国や関係6町、被爆者団体、地元住民、さらには各政党の皆様方ともどもに連携を密にしながら、適時適切な要請行動を議会とともに続けてまいりたいというふうに思いますので、今後とも皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いさせていただきます。

たいと思います。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきます
 と思います。

他の件につきましては、所管の方からお答えを
 いたしたいと思います。=(降壇)=

○環境部長(高橋文雄君) 環境行政についてお答
 えをいたします。

本市が許可しております市内の産業廃棄物処理
 施設は、現在、最終処分場が3カ所、中間処分場
 が22カ所でございます。ここ3年間の立入検査の
 実績は、平成10年度に24回、平成11年度に15回、
 平成12年度に10回となっております。

廃棄物処理法では、産業廃棄物処理施設への立
 入検査について、その第19条で事務所や施設のある
 土地や建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、
 運搬もしくは施設の構造、維持管理に関して、帳
 簿書類その他物件を検査することができることを
 規定しております。その内容は、法に基づいた廃
 棄物の処理が適正に行われているかどうか、事業
 所や処理施設が法に定められた基準を満たし、適
 正に運営されているかどうかなどであります。廃
 棄物処理法に基づいた検査ということになります。
 そして、検査の結果、改善・是正すべき事項があ
 れば、文書等で指示を行うこととなっております。
 その立入検査の中で、労働安全衛生の項目につ
 きましては、廃棄物処理法に基づき、事業場や施設
 の火災防止の措置、ネズミ・ハエ等の発生防止な
 ど安全面や衛生面で指摘できる部分もありますが、
 労働環境全般や安全教育、労働時間などの問題に
 つきましては、労働基準法や労働安全衛生法上の
 問題でありまして、私どもでは指摘できないもの
 と考えております。

しかしながら、施設の立入検査の際、一般的な
 安全面の改善や指導等が必要な場合におきまして
 は、労働基準監督署などの関係機関へ連絡を行い、
 産業廃棄物処理業者の適正な運営を促進させる面
 からも努力を行ってまいりたいというふうに考え
 ております。

以上でございます。

○42番(山本誠一君)(実物表示)議長の許可を
 いただきまして、こういうものを持ち込んでまい
 りましたが、実は、これは8月9日の平和展、県立
 の美術展で行われたときに、私をくぎづけにした
 絵画です。「原爆の思い出」という形で書かれて

おりますが、書かれた方のお名前を見ますと、戸
 石町の鳥越重信さんという形で書かれておりました
 が、実は、小学校4年のときの思い出というの
 が、この写真の下にありました。実は私、そのこ
 とにくぎづけられたというのは、実は私も同年代
 なんです。小学校4年生のときに、茂木から眺め
 た状況と全く類似しているという状況にあるわけ
 です。

この中で、実は、この方の思い出の中では、目
 がくらむほどの光に襲われました。間もなく、も
 のすごい音がして、障子やガラスががたがたと音
 を立てて揺れてびっくりしました。しばらくして、
 家の裏にある墓地に兄弟で上って、ちょっと見え
 にくいと思いますが、ずきんをかぶって自分のお
 うちのお墓の前に立って、4人で長崎の方を見て
 おられる図です。この中で、6点ほど書かれてお
 りましたが、1つは、落下傘は空の高いところに
 ありましたということで、ちょっと見えにくいと
 思うんですが、ここに2カ所あるんです。だから、
 この絵というのは、昼間に見た印象と夕方の印象
 と夜の印象を合作した絵になっているんですね。
 夜には、もう落下傘は落ちてしまっているわけ
 ですけども、そういう3つを合体させた図になっ
 ている。そして、太陽が輝いていました。真っ黒
 な煙がどんどん湧き出て、太陽が真っ赤になりま
 した。しばらくして、ものすごい量の灰が降って
 きて太陽が見えなくなりました。落下傘が川内と
 飯盛に落ちました。川内の落下傘が戸石役場の下
 の詰所に監視所の人が持ってきました。そのひも
 を切ってコマひもにして遊んだことを覚えていま
 すということなんですが、私がここで注目したの
 は、この一帯が原爆投下後、ものすごい量の灰が
 降ってきたということですよ。この灰をかぶっ
 ておられる。この中から、脱毛症状が起こったり、
 下痢症状が起こったりしておるわけです。これ
 でも放射線と影響がないと言えるのかということ
 を、実はこの写真を示したのは、そこに大きな理由
 があったわけです。

そういうことで、この周辺の方々の証言もいろ
 いろお聞きいたしました。もっと身近なところ
 では、間の瀬地区では、爆心地から7.5キロです。
 13キロ地点が被爆地域に入っているのに、7.5
 キロの深刻な被害を受けたところが、まだ被爆
 地域に入っていないところなんです、この方は

10歳のときに被爆をした。くらむような光と爆風を受け、家の中は目茶苦茶となった。15分後には土砂降りの雨となり、焼けかすみみたいな灰が飛んできた。当時1歳だった妹は、髪の毛が赤くなり脱毛し、2年後に亡くなった。母は、翌年に弟を出産したが、死産だった。その子は真っ黒だった。近所でも幼い子どもたちが次々に7人亡くなった。こういう証言が出されております。こういう子どもたちの悲惨な死というのは、放射線の影響なくして何を根拠にしたものと言えるのだろうかというのを、実は言いたいわけです。

もう一つ、旧古賀村の上座の地点で、当時19歳の女性の方からの証言ですが、畑仕事中にピカッときました。体は熱湯の入ったやかんを肌につけられたように熱かった。続いてドーンという音と爆風で倒れ込みました。ばらばらと雨が降って、頭に乘せていたタオルがぐっしょりになりました。灰がついて黒くなった着衣はべたべたしていました。飲料水を賄っていた井水、湧き水のための池でしょうね、もう既に真っ黒でした。この原爆の灰によって真っ黒だった。ひしゃくでできるだけ水の中の黒いものをのけながら水をくみ、それを飲んでいました。1カ月後、この方の父親と親戚の子ども2人が相次いで息を引き取りました。いずれも高熱と下痢の症状です。こういう状況の中で、この方は2カ月ほどで脱毛症状となって、髪の毛にくしを入れるとずるずると抜け落ちました。私は恥ずかしくて恥ずかしくて、頭にタオルをかぶっていました。それから急に、めまいや頭痛に襲われることが多くなりました。今もたびたび同じ症状に襲われておりますと、こういう思いを持っておられるわけですね。

これがトラウマ症状という形で顕著な形で出てくるんですが、さらに、例えば平山地域は被爆地域に指定されておりますが、その手前の深堀は入っておりません。13キロは入って10キロが入ってないわけですが、そこで、当時25歳の女性の方から証言をいただきましたけれども、「パーンと光った後、熱くて熱くてあっちと家の中に逃げ込みました。背中がひどくひりひりするの、ばあちゃんに見てもらいました。背中が真っ赤にやけどしていることがわかりました。祖母が濡れたタオルで懸命に冷やしてくれました。薬をつけた布切れをばあちゃんに2カ月くらい張ったりつ

けかえたりしてもらいました。背中に泡粒のように水膨れができて、布をはがすたびにぐちぐちとつぶれました。痛くて寝えきれん夜もありました。痛みは翌年の1月までとれなかった。国が幾ら原爆の影響がなかったといっても、自分がそげんことがあったからね。ほんとと腹がたちます。被爆者手帳を早くもらわんば間に合わん。こういう訴えをされておられました。

そして、さらにこの方は、乳飲み子を抱えておられたんですね。だから、背中を真っ赤にやけどをしたものですから、その夜から母乳が出なくなりました。生まれたばかりの赤ちゃんは、その祖母の方が重湯で育てて、だからそれきり母乳は出なくなってしまった。こういう状況をお聞きするにつけ、本当に被爆地域拡大是正の問題でのあの原爆の放射線と影響はないという話が出されたときには、本当に私は、現実をもっと直視してほしいという気持ちに駆られたところです。

この問題については、議会も挙げて、市長を先頭に、これから12月の年内にどこまでこの問題についての前進が出てくるのかわかりませんが、我々は、いよいよ最後の取り組みを強化してくる段階になってきたということで、より一層住民の皆さん方のこうした声が直接、厚生労働省の皆さん方に聞いていただくような、そういう状況もぜひ考えていくことも、ひとつ今後は検討していかなければならないのではないだろうか。こういう問題についても、ぜひご検討をいただきたいというふうに思います。

これからの問題は、地域是正協、また原援協その他と協議をして進めたいということですので、これ以上の言及はしませんけれども、こういう問題をいま一度、市長の見解があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○原爆被爆対策部長(太田雅英君) 山本議員さんの絵を用いての大変印象深い再質問でございますが、私どもも、まさに山本議員さんが言われたようなことをもとにいたしまして、証言調査報告書をまとめさせていただきます、それをもとにいたしまして、皆様方とともども、ここまで運動を展開させていただきました。

ただ、それが科学性かどうかということにつきましては、先ほども市長答弁の中にもございましたように、先行研究の結果というのがございます。

平成3年に行われました残留プルトニウム調査あるいは調査報告を受けました熊取委員会なる報告書、そういったもので一定の評価がっております。

今回は、ただそういったものに対する評価の議論はいたしておりませんで、いわゆる証言調査あるいはPTSD(心的外傷後ストレス障害)、こういったものを中心として科学性があるという一定の評価をいただきましたので、私どもは、先ほど答弁がありましたように、これも、やはり放射能に起因するものであるということ強く訴えて、今後とも皆様方と行動をともししていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○42番(山本誠一君) 最後に、市長の方からも、先ほど述べていただきましたが、改めて、ひとつ決意のほどもお聞きをしておきたいというふうに思います。そういうことで、ほかにも質問を出しておりますので、その問題とあわせて、またご見解をいただければというふうに思います。

もう一つは、産業廃棄物処理施設の問題についての立入検査の問題、そして労働安全衛生管理の問題について質問をいたしましたのは、非常に今、産廃処理施設というのが大変な状況になっているんだなど、もう危険と隣り合わせ。何が持ち込まれてくるかわからない。そして、そこでは爆発も起こるといふ形で、これはリチウムを扱ったときの事例だといふふうに聞いておりますけれども、この爆発事故が起こったのは、有限会社の環境産業において、そういう事故が起こっておるわけですけれども、この特殊なこうした廃棄物については、排出者がもっと安全な処理ができるように、すべての情報を処理業者にどこまで公開しておったのか。こういうリチウムに関する問題は、一般企業では使いませんので、これはまさに特殊な分野です。

過去においては、ドイツでリチウムでの爆弾というのが、世界最初の問題としても出されたので、そういうものに類するものを、通常のところでは扱いませんが、こういう市内の業者のところ、こういう問題も持ち込まれてきておる。そして、そういう問題についての十分な周知徹底、情報の公開もなされないまま非常に危険な状況にさらされておるといふ事態もあったわけですが、

この問題でのそうした実態について把握をされておられるのかどうか、まず1点。

そして、この環境産業におきましては、過去に、焼却炉に従事しておられた方が年末ぎりぎりまで働いて、そして、家庭で吐血をして、正月明けの1月7日に病院にかかったけれども、もう既に手遅れだったということで、がんによって亡くなるという事態もありました。特殊な職場における、こうした労働者の健康管理の問題というものは、より今後は1年に1回程度の健康診断ではなくて、こういうものについては、やはり必要に応じてもっと強化をしていくということは、今や求められておるのではないだろうか。そして、こういう問題について、私は、市の廃棄物対策課にも化学物質などについての専門的な知識を持った職員を配置しなければ、立入検査をしても、そうした化学物質の問題について十分な指導その他できないのではないか。業者にしてみれば、持ち込まれたものは何でも安くしなければ、その廃棄物を今度はよその方に持っていかれるとなると、営業を続けるために少々の無理もせざるを得ないと、こういう状況に置かれているというのも、私は即刻改善をすべき問題だといふふうに思っておりますが、この点について、実態把握がされておれば、まずお聞きしておきたいというふうに思います。

○環境部長(高橋文雄君) 山本議員の再質問にお答えいたします。

爆発事故等につきましての把握をしているかということでございますが、いつそれが起こったのか、その程度も含めまして、業者からの報告もありませんし、規模もわからない状況であります。消防局も爆発ということにつきましては把握をしてないということでございますし、環境部としても把握をしておらないところでございます。

以上でございます。

○42番(山本誠一君) もう一点、お尋ねしましたが、廃棄物対策課にも、こうした諸問題に立入検査その他で十分な指導ができるように、化学物質等についても十分な知識を持った専門職というのですか、そういうものの配置というものが必要になってきておるのではなからうか。その職場における労働者の安全衛生管理の問題については、労働基準監督署の所管にかかわる問題ですが、直接、こうした施設を許可するのは長崎市ですから、許

可した後は、何が起ころうが知らないということでは困りますので、こういう問題については、安全な処理施設のもとで安全な処理がされていくということは、また、労働者の健康管理を確かなものにしていくというふうに思いますので、この点、もう一度お尋ねをしておきたい。

この問題で、実は先ほど特殊な職場においては、これは市の直営の清掃工場にも言えることだと思います。最近、ダイオキシンという問題が出て、ダイオキシンに汚染をされる可能性というのは非常に強まっている。ところが、ダイオキシンの血中濃度の検査をやろうとしたら、これは莫大な費用がかかるということで、民間業者ではこれは対応できないという事態もあります。

こういう問題についても、今後、改善をされていかなければいけないというふうに思うわけですが、私がお先ほど、これは労働災害にかかわるのではないかというふうに思っておったわけですが、残念ながら、長崎労働基準監督署は、業務上の死亡とは認めがたいという形での却下という事態をつくったので、この問題は、また別の形で監督署の方との問題提起になろうかと思うんですが、1年に1回の健康診断ではだめだというふうに言ったのは、実はその前の年、1年前にとった健康診断では全く異常がないんです。

ところが、その1年後にやった健康診断では、明らかに赤血球の問題、ヘモグロビンの問題、こういう問題で非常に問題点が指摘をされております。貧血その他についても前年度よりも変化されている。胃腸からの出血が第一に考えられるので精査してください。ところが、私は残念ながら、亡くなられたとき、この健康診断がされたのが、わずか2週間前。実際は、これは民間の医療機関に聞いてみますと、職場健診は大体3週間後にしか会社にも行かないそうなんです。そしたら、いわばどうしようもない段階で行った。会社側は一応、健康診断はやっておったと、しかし、もう間に合わなかったということの事例を考えてまいりますと、やはり半年に1回ぐらいは、こういう健康診断をしていかなければ把握できない、こういういろんな有害物質が搬入されるという事態の中で、労働者の健康を守ることはできないのではないかというふうに思いますので、この点、もう一度お尋ねしたいと思います。

先ほど、危険物の問題を出しましたけれども、こういう問題については、行政指導もやられておりますが、よりそうした危険物を排出する企業に対する厳重な指摘というんですか、こういうことが必要になってきておるのではなからうかというふうに思いますので、あわせてこの点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○環境部長(高橋文雄君) 廃棄物対策課が一般的な私どもの一般廃棄物、産業廃棄物の所管をしておるところでございます。産業廃棄物につきましては、産業廃棄物係と専門の係も配置しております。そこには事務職並びに技術職3名を配置しておるところでございます。また、同じ部内に環境保全課というのがございます。こことは常に協力して連携をしながら、水質の安全、大気、そういうものの保守、それから点検等もやっておるわけでございますが、ここには多くの技術専門員がおるところでございます。

東西両工場につきましても、この職員等の活用を行っておりますし、外部の検査等々にも専門家をお願いをして、検査機関等は私の方で委託をしているところでもございます。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、多様化する廃棄物のいろんな物質というものにつきましても、どんどんこれから勉強する必要もあるというふうに思っております。

したがいまして、技術職員の配置はもとより、現在の職員の技術の向上、それから研修等も含めまして、そういう廃棄物行政に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○42番(山本誠一君) 先ほど危険物の問題について、危険と隣り合わせではないかという問題であれしておりますが、これは市の直営の分野に持ち込まれる分野でも、段ボールの中にどんな危険物が入っているかわからないというような事例というのが、このごろ非常に頻繁になってきておる。そういうものは、より産廃施設の中では事業所系ごみの中に、こういうものが持ち込まれた場合に非常に危険な状況にさらされるという問題があります。

この点については、そういう意味も含めて、排出者に対しては、そうした危険物についての排出のあり方というものを、より徹底した指導をなさ

ければ、一步間違えば、そこに従事している従業員の命を奪いかねないという問題があると思います。これはまた別のところですが、例えばそうした危険物が持ち込まれる。そうすると、そこでは、なかなかその問題についての処理の方法がわからない。そうすると、どうするかとなると、例えば消防局などに指導を仰ぐ。ところが、消防局もわからない、そしたら排出業者に消防局が聞く。そうすると、排出業者は、その排出した側の業者を、このことによってしかる。「何で、そういう問題について消防局の指導まで仰がなければいけませんか」と、こういう事態にまでなってしまうと、これは安全を守っていく上で大変な事態だなと。私は、そういう点からいろいろと想定される問題、法にのっとった部分については、法によって規制できますけれども、新たな問題がどんどんこれから出てくるということになると、そういうものについて厳重な安全管理のあり方という問題は、今後、ひとつ厳重にしていく必要があるのではないだろうかというふうに思います。そうしなければ、働いている労働者は、これはたまったものではないわけです。そういう危険と隣り合わせでの仕事をやっているという問題でもありますので、後でまた、この問題についてご見解があればお聞かせ願いたい。

残り時間が10分ですので、最後に、市町村合併の問題について、市長にお尋ねしたいんですが、先ほど合併のための財政支援という問題があるので、いろいろと今後、そういう問題は地域経済の活性化にも役立つのではないだろうかというご意見がありました。しかし、これは私は、市町村合併を促進するための、こうした国の手厚い財政支援というのは、まさに私はいかがなものかと。しかも、これは財政支援といっても期限が決まっているわけでしょう。10年なのか、場合によっては15年なのか、期限を切って行われる内容のものであるということと、そして、地域経済活性化への一時的な引き金にはなるかもしれませんが、そのほとんどが、これは建設と、この関連産業という形になってまいりますと、従来型の公共事業の延長に過ぎないわけですから、これでは偏った財政政策で景気の回復には一向につながらないというのが、これまでの施策で明らかでありますので、私は、そうしたものに依存するのではなくて、

本当に今、深刻な不況の中で倒産の憂き目に遇っている中小企業、この中小企業が活性化しなければ長崎の経済も活性化していかないわけですから、思い切ったそういった施策を講じていく。そして、農林水産業についても、思い切った施策を講じていくということの方が、もっと急がれるべき課題ではないだろうかというふうに思っております。

もう一つ、自治体の規模が大きくなれば財政規模が潤うような錯覚を受けるんですけども、私はここに、この表を持ってきたんですが、43万以上の都市で財政力の問題がどうなのかという形で、大阪市から船橋市、北九州市まで、政令市という大都市、ほとんどが50万、60万、70万、100万、200万という大都市は全部、この財政力の比較においては、財政力の指数ではマイナスなんですね。全部マイナスなんですよ。逆に、この財政力の上位にあるのは5万、6万、7万、10万、15万、20万、そして25万、30万という、長崎の場合はこれは別なんですけれども、こういうところなんです。だから、自治体の規模が大きくなれば、財政力は豊かになるというのは、これはそうはならないということは、現状においても、はっきりしておるんではなかろうかというふうに思います。

そういう点、あわせてご見解を承っておきたい。

この問題に関連して、もう一つは、少子・高齢化に役立つ。私は、少子化傾向というのは、なぜこんなに進んでいくのか、これは女性が子どもを産みづらい情勢になってきた。これはいつぞやも、議会でも出しましたけれども、例えば長崎の場合は保育所がない、待機児がたくさんある、保育料が高い、女性にとっては一番住みづらい都市のワースト5番が6番ぐらいに入っておりましたよね。これは新聞報道で出ておりました、全国で。そういう状況を見ても、こういう条件をまず今、改善をしていくということが、この少子化の場合も必要ではないか。

そして、高齢化対策では、例えば小さな岩手県の沢内村などは、もう70歳以上のお年寄りの医療費は今でも無料。そして、一定の年限になったら、ほとんど今、胃がんなどで亡くなる人もいなくなった。ねたきりの方もほとんどいなくなった。そして、そのことによって医療機関にかかる患者の比率は高いけれども、医療費はうんと下がってきた。だから、国保税は全国でも最も安いと、こ

れが典型なんです。こんなきめ細かい高齢者対策を進めるのは、小さければ小さいほどいいわけですから、これ以上に大きくなったら、今ですら大変なのに、もっと大変な事態に追い込まれていくのではないだろうか。長崎市民含めてですね。こういう問題についても、ちょっと指摘をし、ご見解があればお聞かせをいただきたい。

そして、市長には、あわせて先ほどの地域拡大是正の問題についても改めて決意をお聞かせいただければと思います。

総務部長(岡田慎二君) 市町村合併のいろんな課題とありますが、問題点についてのご指摘がございましたので、そのことについてお答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず、地域の活性化の問題でございますが、確かに市町村合併が直ちに活性化あるいは財政力の問題、それから少子・高齢化の対応についてもご指摘がございしますが、このことが解決の決め手といたしますか、そういうものになっていくのかということについては、いろいろなお考え方がございます。ただ、少なくとも合併に際しては、さまざまな支援措置もございしますし、特に、先ほど市長が申し上げたように、7割を補てんされる合併特例債あるいは合併時の交付税の特例措置の問題、さまざまな支援措置がございしますが、少なくとも、そういうものを十分活用する中で、そういうきっかけと申しますか、そういうことは私どもも十分あるかというふうに考えておりますが、ただ、先ほど財政力の問題の指摘がございましたが、小さいところでも、さまざまなそういう工夫をしているような施策を展開しているところが事実でございます。

そういうところは、やはりそういう地域での今後のあり方については、そういうことも含めているような考え方が確かにあるかと思いますが、いずれにいたしましても、合併そのものは、関係する地域の将来像あるいは地域の独自性、サービスという形で大きく地域住民に影響するということがございます。

そういうことから、やはり関係する住民はもとより、議会、行政も含めて、全体として、ともに合併してまちづくりをやっていこうという機運が一致するということが非常に重要ではないかというふうに考えております。そのためにも、合併す

ることによって、将来どういう影響があるのかということや地域住民の方に十分理解をしていただく、あるいは積極的な情報公開をしていくということが、私どもとしては、さらに必要ではないかというふうに考えております。

そこで、地域住民の方に1市10町の方でいろんな説明会を既に始めておりますけれども、この中で特に幾つかの考え方について提起をされておりますので申し上げますと、大きく分けまして2つございます。一つは、住民負担がどうなるのかという視点が一つございます。もう一つは、サービスがどうなっていくのかという、この大きな視点でございますが、主な意見を拾ってみますと、住民の意思が行政に反映されにくくなるのではないかとということもございしますし、役場が遠くなるとか、職員が少なくなるのではないかとか、そのことによる利便性はどうかという問題もございしますし、地域のコミュニケーションがどうなっていくのかとか、さまざまな心配もございしますが、いずれにいたしましても、合併特例法そのものの中には、こういういろんな心配を含めて、解決する手段もいろいろセットされておりますので、そのことも十分お示ししながら、地域の意見を集約していくということが今後、必要ではないかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

市長(伊藤一長君) 被爆地域の拡大是正の件につきまして、山本議員さんの再質問でございますけれども、本当に議会の皆様方のお力添えでやっところまでやってきたのではないかなというふうに思います。しかし、最後の詰めがございしますので、ぜひ、これから暮れにかけまして、何とか来年度の事業で、これが私どもの願うような形で、また、高齢化しておりますので、未指定の方々の願いが実現するような形で、これから詰めに誤りなきように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお力添えとご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

環境部長(高橋文雄君) 廃棄物の処理につきましては、廃棄物処理法にのっとりまして、処理の方法、維持管理につきまして、立入検査等を含め法の遵守を図ることはもちろん、前向きに安全対策を図ってまいりたいというふうに思っております。

す。
副議長(江口 健君) 本日の市政一般はこの程
度にとどめ、明7日午前10時から本会議を開き市

政一般質問を続行いたします。
本日は、これをもって散会いたします。
= 散会 午後3時1分 =

~~~~~  
上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成13年11月12日

|       |         |
|-------|---------|
| 議 長   | 鳥 居 直 記 |
| 副 議 長 | 江 口 健   |
| 署名議員  | 久 米 直   |
| 署名議員  | 柴 田 朴   |